

本書類「金融の円滑化に関する基本方針及び体制の概要」は、平成 22 年 5 月 17 日に公表した内容と同一です。

平成 23 年 1 月 14 日

二本松信用金庫

金融の円滑化に関する基本方針及び体制の概要

二本松信用金庫（理事長 山口純一）は、お客様への円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」といいます。）に基づき、「金融円滑化に関する基本方針」を制定いたしましたので、その概要を公表いたします。

当金庫では、金融円滑化法の施行を受け、当金庫における金融円滑化を推進するための基本方針として、『金融円滑化管理規程』を定めました。また、当金庫における金融円滑化の適正な管理態勢の整備・確立を行うために、金融円滑化管理責任者を設け、『金融円滑化推進専任チーム』を設置するとともに、各営業店に「金融円滑化責任者」を配置し、本部・営業店一体となって金融円滑化の強化に取り組んでまいります。

第 1 返済負担軽減等の実施に関する方針の概要

当金庫では、金融円滑化法の施行を受け、金融円滑化に関する基本方針として『金融円滑化管理規程』を定め、次に示す金融円滑化の管理を通じて、地域金融機関としての金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

- (1) お客様の経営実態等を踏まえて、適切な新規貸出や貸出条件の変更等を行うことの確保
- (2) お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導および経営改善に関する支援を行うことの確保
- (3) 与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）に関し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行うことの確保
- (4) お客様からの与信取引に係る問合せ、相談、要望および苦情への対応を適切に実施することの確保
- (5) 金融円滑化法に規定する必要な措置の確保
- (6) その他与信取引に関して、地域密着型金融を推進するために必要であると判断した事項が適切になされることの確保

第 2 返済負担軽減等の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 『金融円滑化推進専任チーム』の設置

当金庫では、金融円滑化管理態勢を整備・確立するため、代表役員を金融円滑化管理責任者とする『金融円滑化推進専任チーム』を設置しております。

『金融円滑化推進専担チーム』は、金融円滑化全般を統括する金融円滑化管理責任者を中心に、金融円滑化強化責任者として審査担当役員、および金融円滑化専任の企業支援室長で構成されており、金融円滑化を推進するために金庫全体で組織的かつ深度のある活動をできるようにしております。

また、金融円滑化推進専担チームは、金融円滑化に関する事項の実施状況について、定期的かつ必要に応じて随時、役員会及び理事会に報告します。

(2)「金融円滑化責任者」および「金融円滑化担当者」の任命

上記の本部組織を新設することに加え、各営業店において「金融円滑化責任者」および「金融円滑化担当者」を任命し、本部と各営業店との連携を緊密に図るとともに、お客様からの返済負担軽減などにかかわるご相談・お申出などに対して、迅速、的確、かつ丁寧な対応を行ってまいります。

(3)お客様からのお申し出への迅速な対応、および記録の保存

お客様からのお借入の返済負担軽減などのお申出に迅速に対応するために、お申出の受付から対応の完了までの進捗管理を徹底し、具体的な記録を適正に作成・保存してまいります。

第3 返済負担軽減等の苦情相談を適切に行うための体制の概要

お客様からの苦情・お問合せについては、専用の『金融円滑化苦情ホットライン』にて承っております。各営業店においても『金融円滑化のための基本方針』を掲示するなどにより、当該苦情相談窓口についてご案内させていただいております。

苦情については、内容を適切に記録・保存してまいります。また、当金庫全体で問題点を共有し、改善に努めてまいります。

第4 返済負担軽減等を行った中小企業者であるお客様の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当金庫は、返済負担軽減などを行った中小企業のお客様について、経営状況を継続的に確認させていただき、できる限り経営相談・経営指導・経営計画策定サポートなどを通じた経営改善指導支援、企業・事業再生支援について、お手伝いさせていただきます。

なお、当該支援にあたっては、できる限りお客様がご契約の会計事務所様等とも連携を密にして、外部コンサルティングの導入等についても検討してまいります。



ナイスコミュニケーション
二本松信用金庫